

## 三世代同居を応援します 守山市三世代同居促進事業補助金

家族が互いに助け合い、深い絆に育まれながら守山市で安心して過ごせる住環境を整えるため、新たに三世代で同居することを目的とした住宅の新築などに要する費用について支援します。

### 補助対象住宅

- ①新たに三世代で同居をするために新築、増築、改築もしくは改修または購入しようとする住宅であること
- ②三世代同居を行う世帯の構成員のいずれかが所有する住宅であること
- ③平成31年3月末日までに工事が完了し、かつ実績報告書を提出できる住宅であること(ただし、当該年度内に事業が完了しない場合は、事前にご相談ください)

### 対象者要件

- ①市内で新たに三世代同居を行う世帯の構成員であること  
※将来、子育てを希望されている世帯(将来 三世代)も対象。

②補助を受けた日から3年以上継続して三世代同居をすること

### 補助対象経費

三世代で同居するための住宅取得、改修などに要する経費

※補助対象の可否については、下記へお問い合わせください。

**補助率：**補助対象費用総額の1/3※上限30万円

**受付期日：**平成31年1月31日(木)まで

### 注意事項

- ・工事着手または購入する14日前までに交付申請を行ってください。
- ・予算に達した場合、受け付けを締め切ります。
- ・そのほか要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。また下記へお問い合わせください。

**問**企画政策課 ☎(582)1162 📠(582)0539

## ブロック塀の撤去などへの補助を実施

地震などの災害によるブロック塀などの倒壊被害を防止するために、撤去および改修費用の補助を行っています。

### 条件

地面からの高さが80cm以上のコンクリートブロック塀などで倒壊による被害が道路・公園・緑地におよぶ恐れがあるものなど

### 補助内容

- ・ブロック塀などを撤去する場合：費用の2/3(限度額15万円)
- ・ブロック塀などを撤去し、軽量なフェンスなどを新設

する場合：費用の2/3(限度額25万円)

### 注意事項

- ・工事に着手する14日前までに交付申請を行ってください。工事着手後の申請は受け付けできません。
- ・予算に達した場合、受け付けを中止することがあります。
- ・撤去範囲や軽量なフェンスなどを設置する位置などについては条件があります。
- ・申請書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。また下記へお問い合わせください。

**問**建築課 ☎(582)1139

## 休日でもマイナンバーカードを受け取れます

マイナンバーカードを申請された人に順次、交付通知書(はがき)を送付しています。マイナンバーカードはとても大切なカードのため、受け取る時は本人が来庁する必要があります。市民課では、平日の開庁時間に加え、休日でも交付手続きを行っています。なお、マイナンバーカードの発行には事前に申請が必要です。詳しくは市民課までお問い合わせください。

**休日交付日** 毎月第2日曜日 午前8時30分～午後3時

※年内の休日交付日は9月9日、10月14日、11月11日、12月9日

**交付場所** 市民課

**問**市民課 ☎(582)1122 📠(583)9737

